#### (1)

建築Gメンだより にご用心」・・・・・・・ · 築 G 考 開 建 えるべ 築訴 始にあたっ  $\vdash$ メン 0) 訟 風...... きもの . О  $\mathcal{O}$ 長期 会 て: 化と + 無知 ::::3 蕳 年 題 な 目 点か 建  $\mathcal{O}$ 2 活 4 1

務局

心からの

お知らせ・・・・・

かし、

大手ゼネコンによる施工



続けてまいりました。

あります。

#### 第 号 8 7

NPO 法人 建 築 G 〒206-0025

東京都多摩市永山 4-2-4-108 行責任者:理事長大川照夫  $0\ 4\ 2\ -\ 3\ 1\ 1\ -\ 4\ 1\ 1\ 0$  $0\ 4\ 2\ -\ 3\ 1\ 1\ -\ 4\ 1\ 2\ 5$ E-Mail jimukyoku@kenchiku-gmen.or.jp Homepage URL

http://www.kenchiku-gmen.or.jp/

活動開始に

あたって

建築Gメンの会

ミスや、

大手ハウジングによる確認

### 理事 長 大川 照夫

として掲げ 総会以来、 建 築 玉 で から欠陥建 悩 て、 む 当会は十年余りの活 人を救うことを 二〇〇〇年三月 築をなく 目  $\mathcal{O}$ 設 欠 的

陥

沖等の ことおよそ十年 現実に驚きまし 教 訓  $\mathcal{O}$ 間、 大地震に際して、 が 必ずしも生かされてい 新 潟県中越や福岡 . の た。 阪神 淡路大地 さか  $\mathcal{O}$ 県 ぼ 西 な 震 る 方

実

+  $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

上げら が生じ、 さ 来生産に れました。 建築基準 偽装問題 これらの 一○○五年には、 住宅瑕疵 れることとなりまし 社会問題として大きく取り 対する信頼が 法 問題を契機に、 (姉歯事件) の改正、 担 保履行 建築士による耐 法の 建築士法 揺らぐ事 が起き、 これ 制 定がな まで  $\mathcal{O}$ 改 態 建

す。

まれ る声 7 変わらず聞こえてきます。 によるコンクリー いない 理等々、 また、 世 Ó テル業者による建 請手続きのごまかし、 の が 消 てくる構造は、 中に欠陥 :相変わらず聞こえてきま 豊者からは、 憧 0 れの我が家を手にしたは 建設業界の不祥事は が実態と捉える必 建 築、 1 欠陥に -細骨材 設廃 欠陥 年前と変わっ J I S 工 材 住宅が 翻 (T)  $\mathcal{O}$ 弄さ 偽装、 要 不 相 す。 生 れ 法

今後とも、 のご理解とご支援ご協力をお 出版や講 周年 十年 当建築Gメンの会では、 態を明ら ご挨拶にかえさせていただきま -記念事業として、  $\mathcal{O}$ 演会を準備 活動実績を踏まえて、 かわらず、 かにし、 世に問うべ 当会の ています。 欠陥建: これ 活 願 まで 動 築 活  $\mathcal{O}$ 動



#### **あなたの家は大丈夫ですか?**

欠陥住宅など、住まいに関する相談・質問がある方は、 「住まい110番名簿」( http://www.kenchiku-gmen.or.jp/sumai110.html ) に掲載されているお近くの相談員まで、直接アクセスして下さい。

誰に相談すれば良いかわからないなど、不明な点がありましたら、 事務局にお問合せいただければ、適当な相談員をご案内します。

TEL: 042-311-4110 / FAX: 042-311-4125

E-mail: jimukyoku@kenchiku-gmen.or.jp

## ◆コートの風◆ 法律コラム

1

文責 弁護士 山 本 孝

思っている。 役立つことを考え、法律に関係する たい、どんな風を吹かせるか決まっ を設けたいというので、 ていないが、 ことを広く取り上げていきたいと 「くさび」に法律関係記事のコラム トの風」とすることにした。いっ 建築Gメン制度強化に 標題を「コ

被害に始まって被害に終わる

意見は、 なかでも は、 る。 である。 た経験から言うと、 サイドの調査報告書も目にしてき だけでなく一般の建築士や工務店 及び感覚が大切である。 が重要であり、さらには居住者の目 口 である建築Gメンの目及び視点 欠陥住宅の判断に欠かせな 居住者の感覚と言っても、 調査である。 的を射ていない可能性があ これからハズレタ専門家 構造に関係する点は大切 欠陥の調査は、 居住者の 建築Gメン 感覚の 細か 1 ブ  $\mathcal{O}$ 

うことを注意すべき点と考えたい 0 もまれにはいるので、 0 である なかでも構造に関係する点とい 仕上げ上の問題を言い立てる人 居住者の感覚

その逆も、 なる。 うのは大きな壁であるが、 する可能性がある場合には、 表層では沈下しないが深部で沈下 う現象を大して指摘していない 対して、 論や一般論では論じきれない、 もむずかしいことになる。 てしまうのにも問題がある。 の沈下を見逃したものであったし、 言葉は重要である。 の問題とする調査報告書は、 この点を現実のケースで考える その中間的なケースもあって、 話は、 基礎沈下の可能性論を押し進め 床の傾斜を指摘する居住者に たんなる床 つまり居住者が沈下に伴 ややこしく簡単では (床組み) 現実は理 被害者の なんと もちろ とい 仕上 基礎 なく 0)

害調 も当てはまると考えている。 なのだが、 被害に終わる」というのは、 小見出しにした「被害に始まって 被害に対して怒りをもたなけれ |査の場合に言われていること その指摘は建築の調査に 実は公 そし

用

を目指すために抽象的

る

か

具体的に有用な場合が多い。

その

行令のほうが、

個々の瑕疵判断には

行令であっても、

全体的

一般的な適 であ

5 村幸安先生は、 築 ば本当の調査はできないと思う。 に対して怒りをもってい Gメンの会創立者代表である 欠陥住宅と闘う道を切り開けた 欠陥住宅、 る。 建築被害 だか 建

クール ヘッド

らば う異論はあるかもしれないが、 基準として不可欠かつ基本となる 点はいつか語ることになるだろう。 のは建築基準法・同施行令である。 確な調査・判断である。 けません) が欠陥住宅に対する怒りであるな 欠陥住宅に対するウォー いうのも良く言われる言葉である。 ウォームハート・クー 建築基準法よりも建築基準法 断基準の基本は設計図書だとい (注:これを前面に出しては 、クール ヘッドは適切的 欠陥 ルヘッド ム ハー その 判 V 1 断

のだと思う。

書籍の紹介

当 会 顧問 田中峯子 (編

【改訂版】

建築関係紛争の法律相談

青林書院/4620円 (税込)



内 容

判

第 1 章 土地・建物を取引するときの

第3章 第2章 建築工事請負契約を締結する 私道・近隣をめぐる問題 前の注意

第7章 第6章 第 5 章 第 4 章 建築の瑕疵に関する問題 建築工事着工後の問題 建築工事をめぐる紛争 建築紛争における損害賠償

※お求めはお近くの書店にて

お願いします

築Gメンの皆さんは、

建築基準法

のように考えるかが問題となる。

建

ら解釈論や具体的

適用の場

面

考えられた目次である。 号と標題を載せた目次がある。 順の目次の他に、 逃せないから、 行令〇〇条〇〇号の規定に基づき、 ではなくて、 行令を理解するのに、 ているが、 は法令編と告 手元にお すぐ調べられないといけない。 ては、どのような告示があるの …次のように定める、 省 でしょうか。 (建設省) 告示は、 告示編の目次は、 7 告示は、 施行令の理解として見 告示である。 いる建築関係法令集 示編の2分冊とな 先ず最初は、 施行令〇〇条につ 法令ごとに告示番 先ず何を見る 建築基準法 となってい 国土交通 年月日 解説 私が

省国 交通 になる。 ター 文献である。 ではないから、 同 議 いての解説書ではない )構造関 法人建築研究所 ところで、 施行令を全般的に説明したも 省住 である、 の出版物であり、 術政 建築基準法施行令全般に 宅局建築指導課、 係技術基準解説書」 告示は、 ということは実質的 策総合研究所、 財団法人日本建築セ やはり解説本が必 日本建築行政 監修は が、 建築基準法 国土交通 「建築物 が必須 独立 国  $\mathcal{O}$ 

> ている。 で、 引用することが必須であると考え 指摘するなら、 版 ま 国土交通省による解説本である。 あるが、 0 販売されているのは二〇〇七 本自体も重量があるのが難点で 第 二版 構造的な点で施行令違反を であ んる。 必要に応じて本書を 値段は九千円 年 V

# 文責 副理事長 川口 晴保問題点から考えるべきもの建築訴訟の長期化と

りました。 平均一五・六ヵ月もかかり、 ます。 三回 的  $\mathcal{O}$ 審の八・ な要素を有している場合が多く、 わる検証に関する検討 財 わたり検討されています。 化する傾向があるため、 時 最 産等の訴訟は、 間を費やしていることが分か 目 高裁判所 瑕疵や代金を巡る建築訴訟は 0 一ヵ月に比べ、 中間報告が発表されて 建築分野、 の 「裁判の 専門的か 医療分野、 会 約二倍近く 迅 にお 特に 速 民事一 つ複雑 化に係 いて、 知

> 審訴訟 二〇〇八年に終局した建築関係 と指摘しています。 期化要因を、 長期化傾向であると言えます。 三ヵ月と長期化しています。 るケースも多く、 を巡る訴訟から瑕疵主張に発展 短期間に解決しています。 と長期化しているのに対し、 築瑕疵損害賠償事件は二四・ の審理期間を要しています。 訟は二九三五件で平均 を発表してい 総局民事局付のI氏を招き、 S 氏 が、 ヵ月であるのと比較して、 負代金関連は そして、 迅 速化検討会の委員をしてい (サラ金過払 判事補でもある最高裁事務 I氏は建築関係 . ます。 次に掲げる事項にある 一三・三ヵ月と比較 その場合は二二・ い等) I 氏によ 一五・六ヵ月 明ら が 八・ 訴訟の 更に代金 建築請 特に建 民事一 八ヵ月 問題 れ かに ば 長 的 点 る

② 地盤から内装に至るまで争点① 専門的な知見不足による争点

④ 鑑定の長期化 ③ 客観的証拠の不足

多数

 $\phi$ して、 くべき事実が報告されてい なっています。 が無かったという結果が明ら 兀 徴であると報告されています。 が作成されていなかったという驚 億円規模の建築においても、 く その他、 その 一割から 不足が、 七割から八割の事件で設 契約書や発注書が無いケー その追い 設計変更や追加工事に 中でも特に③の 五割の事件で契約書が 建築関係訴 東京地裁や大阪地 加工事等が当初の目 更に最近では、 訟の 客観 、ます。 最 的 契 お 計 裁 カ スが 11 約 义 で 0 証 そ 拠

相談会を通して一 かに未然に防止するかであり、 検討会における報告書の指 バイスをしてきた事柄は、 行ってきた中で、 築相談をはじめ建物調査 発生後の対処の方法でもあり 私が建築Gメンとして八年 指摘を解消 しか しながら未だ、 することが あるいは講演会 般消費者にア 契約内 検査 正にこの 損摘を トラブ 間、 また、 容 Ĭ, 建

欠陥住宅・欠陥建築で悩む人を救い、住宅検査の技術向上を目指すNPO建築Gメンの会

0

か、

判断不可能なものになって

物に対するどこまでの

範囲

内

容

ることを指摘しています。

決定的証拠不足がほとんどであ

建 と考えます な現状におい て は 来 築主に広く理 技術 一者検 も継続してい 活 1 ...動 査の 事 知 続 を 意義等 識 け 再 て、  $\mathcal{O}$ ることを、 認 解されることは く以上、 向 識 これら Þ, 上 す 全て 錬 きである 建築G 磨に努力  $\mathcal{O}$ 加 問 0 いえて、 題 木

建築Gメンだ 無知な建築士にご用 より

積書や契約内容に

0

**,** \

て、

あま

りに

文責

正

会員

武

田

学

は 仕

言わ た。 今 承 11 額 れ 回 L 0 た 工 7  $\mathcal{O}$ な が、 事 V 相 割 1 る。 中に多少 談 と エ 程 あ  $\mathcal{O}$ 度 まりにも き との 事を進  $\mathcal{O}$ 0 追  $\hat{O}$ 事だっ か 加 変更工 け  $\otimes$ 請 額 は な 求 が た。 大き 事を 1 を 請 言わ 負契 お で

れ 約

了

|図書・仕様書・見積書の 重 葽 性 般 者 7  $\mathcal{O}$ は で 建 依 知 なく(建設業、 あ 設 頼 ŋ 業 L 合 0 たとの た  $\mathcal{O}$ 1 がこれ自 許 でもあっ 可 事 を受け であ 法 たの

7

11

な

11

業

で

安

心

L

に該当)、 なく工事は進 外 の義務者ではない ず、 0 第三者 書類を確 すなわち 行し  $\bar{O}$ 検査を受け てい 認してみ 住 為、 宅瑕 上 体  $\mathcal{O}$ は 工事 軽 疵 ると、 違 担 微 保履 な工 法 ること 監 理者 行 見 事 為

以 法

社撰であっ 積書は、 二十 業 種 程度に分 か n

約に 体が いたが、 は 建 た状態で契約を締結 面 存在してい 上 :初め 築主に確 が 表は存在 との 何 他社 式」でしか表示さ 添付されてい 5 T 事。 疑 の間 0 それぞれ 問 事なの たが、 せず、 認すると 取り を 持 で、 図を な 重  $\mathcal{O}$ 確 0 認申 工事 \ \ \ 要な契約時 したようだ。 7 れ この 請負契約自 参考」 請 明 話 おらず、 な 請 0 0 細 カコ 負契 内容 义 は لح  $\mathcal{O}$ 無 面

义

うに思える内容で れら ŋ Ŧī. Ď %程度の 事 建 を考慮 築主 あっ 変更内容で 0) 話 基づ 現 地 あ 確 剃 認 断 前

で

般 物

0 は、

建

物

近

内 建て

[容であ

る。

でも

あ

建

木造

軸

組

み

Ĺ

法

そ

験

0

ある一

級 は、

建

築士であ

ŋ

建

築主

請

負業者

数

棟の 11 階

新築請負

 $\widehat{\mathcal{O}}$ 

経

は、

壁工事 め 上 一の完成・ 現 妥当な費用 後日 地 0 Ō 0 場 状況で 進 現地 合、 度 行概 を 判 現 あ 略 確  $\mathcal{O}$ 地 断 ŋ 認 判 は 確 で する事 断 きる 認 が 全 次 L 体  $\mathcal{O}$ 0 ま すとなっ な  $\mathcal{O}$ 工 カコ け で 七 程 な 進 れ 割 が 11 外 た た ば 以 ん

でい 現 地で た。 確 認すると、 あ ま ŋ に ŧ 酷

令告示関係でさえ、 いことが たの 最低 である。 限 次  $\mathcal{O}$ 々と判明 規 定 で あ 守 した。 る建 6 れ 築 7 基 潍 な 法 カユ

た。 ある箇 詳しく調べ 所 てみると、 多  $\mathcal{O}$ 瑕 疵 重 が 要な部 見 0 カゝ 分

0 で

それ 6 0 部 を 写 真に 7 掲 載 す

る。



間違った金物の取り付け

#### 会員の種類:

正会員、消費者正会員、一般会員、団体一般会員の4種あります。「義務と権 利」、「会費」が異なります。

#### ▽正会員

「正会員」は、会の中核を担う存在で、総会の議決権を持ち、会の目的達成の ために必要な活動をし、会の運営に携わるものとします。相談等の業務への対 応は消費者正会員を除く「正会員」である必要があります。

#### ▽一般会員

「一般会員」は「正会員」に比べ賛助会員としての性格を帯びています。もち ろん積極的な参加もできますが、イベント参加や情報提供だけで良いという方 向けのものです。会社など団体で登録される場合は「団体一般会員」となりま すが、会社の責任者が別途正会員になる必要があります。また、団体一般会員 であることを宣伝したり、名刺等に表記できません。

#### ·緒に活動しませんか!

●会員の種類 ●年会費 員 ----- 24,000円 正 会 消費者正会員 ----- 12,000 円 般会員 ----- 6,000円 団体一般会員 ----- 48,000円

※ご入会の際は入会申込書が必要です。 事務局までご連絡ください。





すると、

そして請負業者の言

1

分を列

記

ではない。

よすぎるからだ。 追加の請求は、 耐力不足は、 建築主に了承して 建 築主 0) 希望



柱が浮いた状態では建物が沈下する



緊結しなければならない土台と 柱の間に板が挟まれている

断

熱材なんか入れなくたって

ŋ, また、 監理者の言い分を列記すると、 確 んだよ。」 認 この建物の設計も行っている。 申 工事監理者は 請書に記載されている工

知らない。」 耐力不足は、 聞い ていないから

いても壊れない。」 「木造二階建ては、 多少間 達って

大丈夫だ。」 「だから、 チェックしなくたって

エックすることができない。 「杭の計算書は、 ている。 請負業者からは問題がないと聞 不得意なのでチ

言い分はどちらも容認できるもの た事を認めた。 ことが無く、 後日、 当 然の事ではあるが、 度も現地をチェックした 所謂 「名義貸し」だっ この両者の

この建物は、 実際には、 改修不能であることが判明し、 解体することとなって 瑕疵の程度と内容によ

もらった。」 杭 は計算した本数に満たなくて

も建物は倒れない。」

者欄が空欄では、 ったのである。 不足と金儲け 設計事務所の認識は、 が中 「工事

ない

が、

報酬を支払ってでも、

知

選択も重要であることには違

建物を建築する際には、

請負

業者

 $\mathcal{O}$ 

ある第三者へ

の相談やチェ

ツ

まれるものだ。 建築の瑕疵は、 こんな状況

してしまうと隠れ ほとんどである。 特に建物の構造 てし 的 な部 まう部 分は 完成 分 が

れない。 5 下や構造破壊が生じてい 発見できた。このまま完成してい 工する前段階だから容易に瑕 今回の建物に関しては、 地震が発生しなくても建物の沈 たかも 外壁を施 疵 た

する。 資格があるものでさえ、 断できるものではない。 抜きの要素も含まれるが、 建物については、 建築主が一 般 専門的, の常識だけで 瑕疵を作 今回は、 建築士 知 識 手 判 要

しまった。

あったのだろうか。 はたして、この物件は何が問題 で

なわち悪意は無かった。 も快く応じ、仲も悪くなかった、 請負業者は、 建築主の変更希望に 心になってしま ただ、 知 識 す

級建築士で

でこちらも悪意はなかった。 ので「記入してあげた」とのこと 確認申請が下りな から生 監理

う。

の依頼はするべきではない

かと思

瑕疵が発見されれば、 工事途中でも、 完成後でも重 請負額以上 ある事 大な

損害が発生する可能性が 肝に銘じておくべきだ。



イベントや相談会などを通じて、広く配布 している当会オリジナルシール。 「リフォ ームの訪問販売が来なくなった」などの声 が寄せられています。

てしまっている。

ろうか。 法だが、 学で知識を備えることも い分野までは難しいのではな これから建築を依頼する人は、 建築士でさえ理解して つの 11 だ 方 独

### 事 務 局からのお知らせ

## 千葉地区無料講演会・相談会 ロイベントのご案内

#### ▽日時 10 年8 月 29 日 (日

▽場所 四街道市文化センター 13 時 15 分 ~ 16 時 45

分

301号室

▽交通 JR 駅北口下車徒歩15 成田線・総武本線 分 兀 街

▽講演

欠陥住宅を掴まないために 講師: 武田学 (当会正会員、

建

住宅設備のトラブルとその対策 築Gメン、一級建築士)

講師 織笠聡・田中功(当会正

会員、 管工事施工管理技士) 建築Gメン、 一級

 $\nabla$ >相談会 (要予約

新築・リフォーム・欠陥・耐震 その他住まいに関する相談

▽後援 四街道市

▽入場 無料 (定員 70

▽予約連絡先 築Gメンの会千葉グループ

E-Mail: kyouei@sweet.ocn.ne.jp

〔下堀)TEL:04-7176-2230

## 事務局夏期休暇のお知らせ

下

の状態までは分からず業者を信

年 8 月 12 日 〈 10 年8月 16 日

用するしかありません。その業者が



## 口業務完了後アンケートから

頂いた中から一 協力をお願いしています。 頼 事務局では、 いただいた方へアンケートのご 調査業務完了後にご依 部をご紹介します。 ご回答を

中 古住宅の調査

依頼の方からのご 回

ます。 いので、 つかり、 てきました。 不安になって調査をお願いしまし てすぐ脱衣場の柱の床面に穴がみ はこうしたことを認めようとしな 口になっており、 したところ、 中古住宅を買ったものの、 そのあと改修のため床板をはが 現在、 床下がどうなっているのか 住宅の売主、 柱等が白アリでボロボ 宅建協会に訴えてい 白アリの幼虫もで 仲介業者 入居

はおよその状態が分かりますが、 中古住宅の購入では、 見える部分 床

> 6 思います。 いでしょうか? 度では、 はない」 に当方の不安を拒絶するような態 いことにしている」として、 「床下のことまでは知ったことで トラブルが後をたたないと 「瑕疵担保責任は負担しな 法律の整備も必要ではな (千葉県在住の方か 一方的

調停中 物件の 調査 測 量

用でありました。どうも有難うござ く調査をして頂き家屋状況が解 いました。 査費用についても納得のできる費 大変満足した内容でありました。 します。 調査報告書についてですが、 今後の活動に対して期待 (東京都在住の方から) 調 ŋ

放頼の 方からのご回答 細 か

> ことで闊達な論議がなされ、 ろです。 が目立つようになった今日このご 治・混迷・政権弱体化…等々 政治は参議院選挙が終わり、 再認識させられました。 を与える力を秘めているもの が、こんなに人々を熱狂させ一体 した意見も含め、 つなぎ合わせる政治の方策はな ツのように人々の心を溶かし込み コミが報じる言葉には、 ップの終了と重なるように、 多種多様な意見を出し合う スポーツという場 ワー ねじれ政 スポー ルド 各 日 0 かと 文言 ロマス 本

報発行をめざし、 報担当メンバーが決定し、これ ようお願い申し上げます。  $\mathcal{O}$ 以上により一層充実した内容の で、 二〇一〇年度の輪番体制 引き続きご愛読いただきま 努力していきます による会 ま 会

Ĥ K



ゼラ」の大音量には様々な意見があ わり、 ったように思います。 サッカーの 南アフリカの民族楽器 ワー ルドカップが終 しかし、 「ブブ



ものでしょうか。